

私はなぜスタッフ弁護士を 続けているのだろうか。

日本司法支援センター本部



東京弁護士会会員
柿木 翼
Kakinoki, Tasuku

「なぜスタッフ弁護士になるの？」司法修習を終えた時によく聞かれた。8年が経過した今も「なぜスタッフ弁護士を続けているの？」としばしば聞かれる。「辞めてうちの事務所に来ないか。」と誘われたこともあった。それでもなお、私はこの仕事を続けている。その理由をこれまでの経験を振り返りながら考えてみたい。

1 法テラス雲仙（司法過疎地事務所）時代

1年間の養成を終えた私は、長崎県の雲仙市に新たに開設された法テラス雲仙法律事務所に勤務することになる。雲仙市は人口4万人を抱えるが、それまで法律事務所がなかった。そのため、私は市内でただ一人の弁護士として市民のあらゆる法律相談に応じた。また365日毎日雲仙警察署の当番弁護を務め、同署で勾留されたほぼ全員の弁護士となった。その中で、印象に残っている一件がある。

「先生、私を覚えていますか？」事務所に入ると、どこかで見たことのある高齢男性が待っていた。話をするうちに、法廷でのやりとりがよみがえった。

彼の弁護を担当したのは雲仙に赴任してすぐのことだ。罪名は窃

盗。別件で刑務所に服役し、出てきてすぐにコンビニで弁当を盗んだ。彼は元暴力団組員で、これまで盗みを何度も繰り返してきた前科持ちだった。執行猶予などつくはずもなく実刑判決を受ける。そして彼は出てきたばかりの刑務所に戻っていった。

公判で、私は彼に「どうして弁当を盗んだのですか？」と尋ねた。「刑務所から出てきて、故郷に戻ってみても行くあてもないし、元組員なんか雇ってくれるところもなく、おながすいたからです。」彼は答えた。「では、今度また刑務所から出てきたらまた盗みをするのですか？」重ねて聞く。「いいえ、先生に『刑務所から出てきたら、法テラスの事務所に来なさい。』と言われたのでそうします。」彼はまっすぐ前を見て約束した。

刑を少しでも軽くするためのやりとりだった。しかし、彼は約束どおり、出所してすぐに法テラスを訪ねてきたのだ。私が雲仙に来て3年目のある朝だった。すぐに一緒に自治体の支援を受けに行く。元組員であったので、当初担当者は難色を示したが、「元組員というのは援助を受けられない理由にならないはずだ。」と繰り返して説得した。最後には援助を受けることができ、男性は普通に生活

できるようになった。

「裁判官に約束したとおり、先生に会いに行ってもよかったです。」最後に会った時、彼はこう言った。今までにもらった中で最高にうれしかった言葉の一つだ。これまで何度も刑務所を出ては故郷に戻り、食べ物を盗んで捕まることを繰り返していた男性。達成感と同時に、彼の故郷に最初から弁護士がいたらと思わずにはいられなかった。

2 法テラス佐賀（都市部事務所）時代

雲仙で3年を過ごし、法テラス佐賀に異動となった。ここは佐賀市内にあるため、今までのように周りに弁護士がいないわけではない。むしろ、たくさんの法律事務所がある。そのため前任地のように、一般的な弁護士の仕事を全て私が担う必要はなかった。では何をしようか。そのころ法テラスでは新たな業務として「司法ソーシャルワーク」に力を入れ始めていた。地方自治体や福祉機関等の職員と連携しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者のもとへ司法サービスを届ける取組み。私は3年間これに注力することになる。

そんな中で、忘れられない事案

がある。同居する中年の息子から虐待を受けていた高齢女性の後見人に就任した件だ。虐待対応のケース会議に参加してこの女性の存在を知った私は、「市長申立てによって成年後見人をつけるべきだ。」と主張し、責任をとって自ら後見人に就任した。この女性には、月額16～17万円の年金収入がある。しかるべき施設に入所して息子と分離すれば簡単に解決するはずと考えていた。介護保険による1割負担なら十分に施設費を年金で賄えると考えたのだ。しかし現実はそのまうまうはいかなかった。後見人就任後に、彼女には、介護保険料の未納があり、滞納額の数十万円を速やかに支払わなければ3割負担となることが発覚したのだ。負担が増えたら年金で賄えない。数十万円のお金がすぐに必要だが、預かった通帳にほとんどお金は残っていなかった。分離できなければ虐待が続いてしまう。自治体や福祉の関係者一同どうにかしてお金を工面できないかうなっていた。

「この方、息子を扶養家族として申告しないまま、ずっと年金から税金が源泉徴収されているけど、これ損してますよね。」何度会議を重ねても堂々巡りだった中、自治体職員がふとつぶやいた。「それだ！」修正申告を代理して行えば、過去に遡ってお金を税務署から取り戻せる。弁護士の私一人では絶対に気付けなかった埋蔵金だった。こうして女性は無事施設に入所することができた。この経験は、弁護士だけで解決方法を探すのではなく、連携することがより大きな力を生むことを私に教えてくれた。

3 法テラス本部時代

佐賀での3年間を経て、東京の

法テラス本部で第一事業部付として働くことになった。本部に勤務しているスタッフ弁護士は、現在7名いる。それぞれの部署で法テラス職員とともに働いており、弁護士として個別に事件を受任することはない。正直なところ、実際に勤務するまでは、何をしているところなのかよくわかっていなかった。実際に来てみると、民事法律扶助や国選弁護といった（スタッフに限らない）弁護士に関する諸制度について、国全体としてどのように予算が投入され、国民から何を期待されているのか、それに応えるためにはどうしていかなければならないのか。そういったことを、俯瞰して見ることができる場所だった。そして、それらの制度の運用について、スタッフ弁護士として自分も関わることができる。これはこれで今までとは異なるやりがいを感じている毎日だ。



法テラス佐賀勤務風景

さて、結局振り返ってみて、私はなぜスタッフ弁護士を続けているのだろうか。事件の受任には制限がある。自分の方針で何もかもできるわけでもない。しかし、スタッフ弁護士でなければ、出所して過疎地に戻ってきた男性と一緒に地元での支援を求めに行ったり、女性をどうやって助けるか関係機関の人たちとじっくり時間をかけて解決方法を探したり、国の制度の運用に直接関わったりすることは難しかったのではないだろうか。私はこう感じている。

スタッフ弁護士にはできないこともある。

しかし、スタッフ弁護士だからこそできることもある。

柿木先生に感謝を込めて

かのレオナルド・ダ・ヴィンチは言っています。「やりたいことができないのなら、できることをやりたいことにしろ」と。私たち弁護士は「できないこと」と「できること」に向き合いながら、それぞれに与えられた使命を果たそうとしています。柿木先生は法テラス佐賀の司法ソーシャルワークに取り組んでいる時に、ネグレクトにより腹を空かせていたであろう兄妹に「ちゃんぽん」を食べさせてくれました。柿木先生が会員宛てに送ったメールがあり、そこには「私たちは、私たちがなりに自分の人生のある部分を犠牲にして、ペイするか考えなくてよい立場を手にいれているのです」と記されていました。これからは柿木先生が持ち前の勇気と情熱、大いなる優しさをもって、目の前にある1つ1つの仕事に取り組まれることを期待しています。そして、柿木先生がやりがいをもって仕事に取り組まれることで、目の前にいる人たちのお気持ちが楽になるものと信じています。

From 松尾 弘志 (佐賀県弁護士会会員)